

國學院大學學術情報リポジトリ

四至膀示から境界線へ：
寛喜二年神護寺・高山寺絵図の境界表現を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 敏弘, Yoshida, Toshihiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000272

四至勝示から境界線へ

— 寛喜二年神護寺・高山寺絵図の境界表現を中心に —

吉田敏弘

はじめに—問題の所在

院政期を中心として、荘園の立券を命じる太政官符や院庁下文には、しばしば「堺四至、打(立)勝示」という文言が登場する。この「四至を堺し、勝示を打(立)つ」という行為は、立券に際し、当該国衙在庁官人等に対して命じられた境界画定の手続きを指す。筆者は先に、荘園立券時に作成された立券絵図(四至勝示絵図)を素材として、この境界画定の手続きとその背景に潜む当時の社会的空間認識について論じ、次のような

結論と見通しを述べたことがある。^①

荘園の立券を申請する寄進状などには、その領域の四至として、東・西・南・北の境界をなす地物や景観、地名が明記されていた。これをうけて荘園の立券が認可されると、同じ四至が明記された太政官符や院庁下文の命によって、在庁官人・荘園領主の使者・在地領主らから成る立券使が編成され、四至の実地検分が行われ、その認定の証として四隅(艮・巽・坤・乾)に本勝示が設定される習わしとなっていた。この折、隣荘間で境界に齟齬のある個所は堺相論で決着が図られ、必要に応じて適宜脇勝示が打たれた。勝示の設定が終了すると、立券使は設

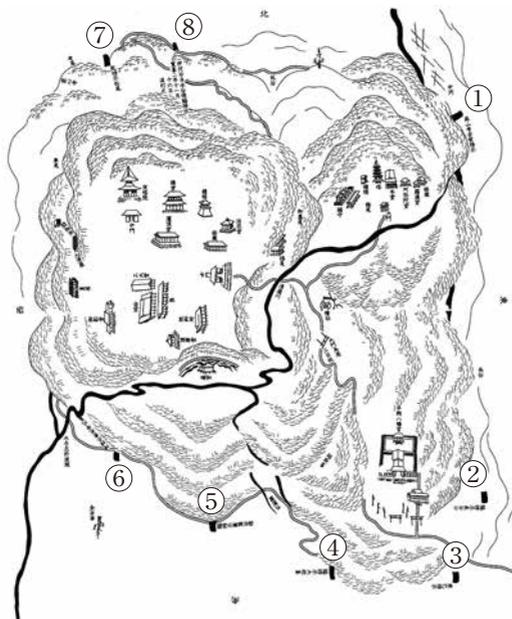
定した勝示の数と銘を記した立券文を作成し、併せて勝示の位置と銘を記録する立券絵図を作成する場合もあった。

四隅の勝示を本勝示とするのは、領域を方形に見立てる当時の空間認識によつており、四至はその四辺、勝示はその四頂点に相当する。立券使は官符などに記された四至の四辺を巡検し、隣接する二辺の交点に本勝示を定めたのであつて、それゆえ、四隅の本勝示の設定をもつて四至の四辺確認の証となしえたのである。もとより現実の領域の形状は四方形であるはずはなく、四至もまた河川などの線状の景観要素とは限らなかつたため、本勝示の設定は図式通りにはゆかない場合も少なくなかつたが、それでも四つの本勝示の設定こそが、立券使に課せられた使命であつた。

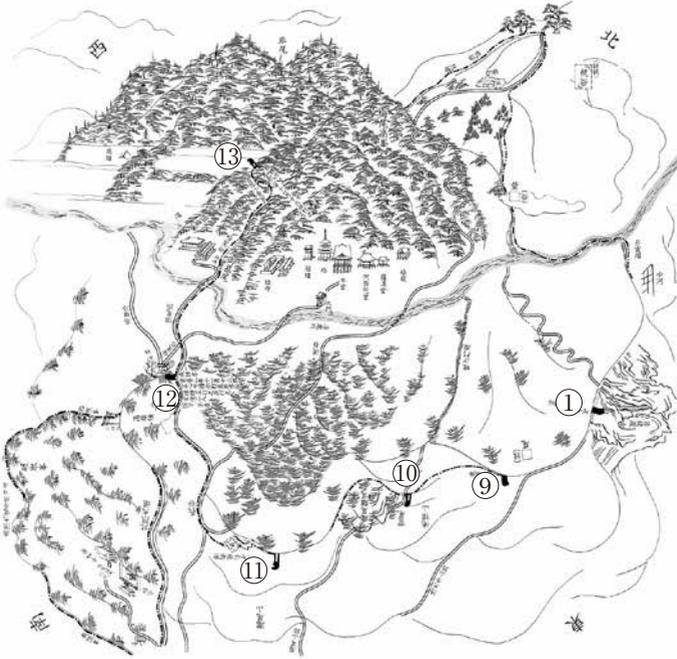
四至勝示に関する以上のような認識については、今も修正の要を認めないが、こうした境界画定や空間認識が鎌倉期以降いかに変容を遂げてゆくのか、という問題については、十分に考察する機会をもちえなかつた。小稿では、山城国神護寺領・高山寺領の境界画定時に作成された寛喜二年の絵図を主たる素材として、この問題に対する若干の考察を試みたいと思う。

勝示の記録を旨とした立券絵図では、その領域を示す境

界線は表記されないのが通例であつた。しかし、荘園の立券が下火となつた鎌倉時代中期以後に作成される荘園絵図では、もはや四至勝示型の境界表現はみられなくなり、境界線による表記が一般化する。もちろん勝示に類する境界標は設定される場合も少なくなかつたが、四至勝示型境界の本質である四隅の本勝示をセットで記した絵図は見出すことができない。



図一、山城国高雄山神護寺絵図トレース図版（『中世荘園絵図大成』より一部改変）勝示の番号は表一に対応

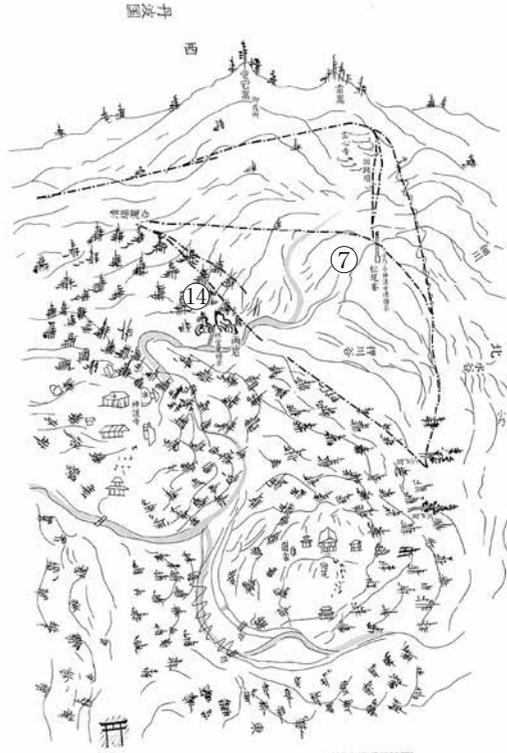


図二、山城国高山寺絵図トレース図版（『中世荘園絵図大成』より一部改変）勝示の番号は表一に対応

本稿で取り上げる山城国高雄山神護寺絵図（「神護寺絵図」と略す、図一）、山城国高山寺絵図（「高山寺絵図」と略す、図二）、山城国主殿寮領小野山与神護寺領相論指図（「小野山指図」と略す、図三）の三点は、いずれも神護寺の所蔵になる大型の紙本絵図であり、勝示の記録を主題とする絵図の最終局面を示すとともに、「高山寺絵図」では寺領境界の表示にあたり閉じた境界線が併用されていることでも注目される³⁾。

これらの絵図に関する先行研究としては、勝示の形状について論じた西岡虎之助氏⁴⁾を端緒として、難波田徹氏⁵⁾、奥野中彦氏⁶⁾らによる四至勝示絵図としての評価、中島博氏⁷⁾による「高山寺絵図」の美術史的評価、葛川絵図研究会の活動を通じて生み出された藤田裕嗣氏⁸⁾、松尾容孝氏⁹⁾による絵図読解の試みなど、すでに多くのすぐれた成果が蓄積されている。また原本調査の所見に関しては『中世荘園絵図大成』¹⁰⁾や『日本荘園絵図聚影釈文編中世1』¹¹⁾所収の解説に詳しい。

小稿はこれらの絵図作成や勝示設定の過程に関する再検討を通じて、四至勝示による境界表現が境界線へと移行する過程を素描することにした。



図三、山城国主殿寮領小乃山と神護寺堺相論指図トレス図版（『中世荘園絵図大成』より一部改変）勝示の番号は表一に対応

一、神護寺・高山寺絵図の作成過程再考

『高山寺縁起』¹²⁾によると、神護寺別院にして荒廢が進んでいた梅尾旧伽藍・山内は、建永元年十一月の後鳥羽院院宣によって明恵に下賜され、高山寺と名付けられた。これ以後新たな伽

藍の造営が急速に進められ、造営が一段落した寛喜二年正月廿三日には、明恵と海住山寺の慈心房覚真（藤原長房）との間で一山の四至を定める官符の申請が申し合わされたという。これに伴い、正月廿六日には一山の僧廿余名他が四至堺巡見を行い、同月廿九日には、神護寺・高山寺からそれぞれの寺領内における他領住民の狼藉行為を禁止してほしい旨の訴状¹³⁾が提出された。翌閏正月三日に高山寺は「四堺画図」を作成、この図は直ちに慈心房覚真を経て仁和寺御室に届けられたという。閏正月十日、神護寺、高山寺のそれぞれに宛てて、寺領画定を命じる太政官牒¹⁴⁾が下され、両寺の寺領山の四至勝示画定が命じられ、その域内での狼藉行為が禁止された。

この太政官牒に基づいて官使中原国景が現地へ派遣されたのは閏正月十三日のことで、翌十四日まで勝示打ちが実施され、勝示は「神護寺絵図」・「高山寺絵図」に記録された¹⁵⁾。このうち、二月三日までに主殿寮領小野山との堺相論が始まり、四月廿七日頃には小野山供御人による勝示抜棄事件が問題とされ、官使

再派遣による解決が模索されている。⁽¹⁷⁾ 九月廿日には小野山供御人方、神護寺方、官使らが「小野山指図」を作成、相論の調停が行われたようだ。⁽¹⁸⁾ この結果を受けて、十一月十六日にも官使国景・景直による二度目の勝示打ちが実施され、追加された勝示が「神護寺絵図」・「高山寺絵図」に記録された。⁽¹⁹⁾ これにて一連の境界画定、勝示打ちが完了し、十二月十三日には「此図」の清書が命じられ、「神護寺絵図」は十二月廿四日に神護寺に到着したことが確認できる。⁽²¹⁾

以上の顛末によれば、「神護寺絵図」・「高山寺絵図」は閏正月十三日、「主殿寮領小野山与神護寺堺相論指図」は九月廿日の作成になるとみられるのだが、先行研究は前二者の作成時期について別の可能性を模索してきた。⁽²⁰⁾ 問題となるのは、十二月十三日付「右衛門少志章常書状」の著名な文言、

自 殿下御所、此図美礼可令写進上乃由、被仰下候也、御近隣ニハ絵師候歟、厚紙之美礼ニ可候也、(下略)

の解釈であり、ここで清書された絵図とはどの絵図なのか、という疑問に対して、多くの先行研究はこれを現存「神護寺絵図」と解してきたのである。たしかに、この書状は神護寺に宛てられたものとみられるし、清書依頼から十日余りで神護寺に到来していることなど、状況は一見符合するように思われる。

しかし、そこには看過された事実があるように思われる。ここで両絵図の裏書を点検したい。「神護寺絵図」の裏書は、

① 神護寺領高雄山絵図 閏正月十三日 官使右弁官史生
従七位上 中原朝臣国景(花押)

② 神護寺絵図官使国景重打定之旨
勝示図也 寛喜二年十二月廿四日到来

「高山寺絵図」の裏書は、

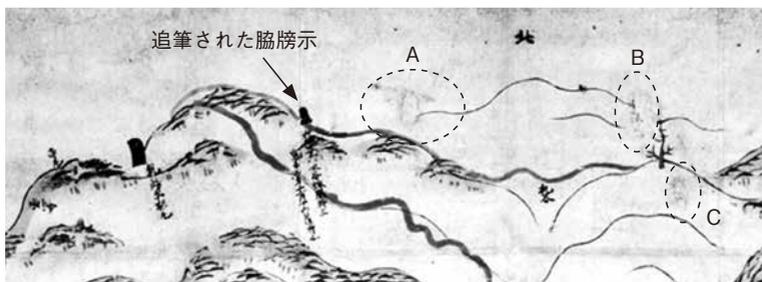
① 高山寺絵図 寛喜二年閏正月十三日 官使右弁官史生

従七位上 中原朝臣国景在判

② 高山寺絵図朱砂堺
横土路

である。ともに①は同一内容だが、前者は年欠で花押のある正文、後者は年記をもち「在判」とする案文の体裁をとっている。

絵図はこのち元和六年に京都所司代板倉勝重、大正十年に京都帝室博物館による二度の修復を経ているのだが、それでも裏書が正しく原本に由来するものであり、花押が正しく官使中原国景のものであるならば、「神護寺絵図」は閏正月十三日時点ですでに実在し、官使による二度目の勝示打の結果を追記して、十二月廿四日に神護寺に到来したことになる。他方、「高山寺絵図」は「在判」の表記が示すように、同じ閏正月十三日時点で実在した原本の写本ということになり、現存本の成立時期は「神護寺絵図」よりも遅れることが確実といえる。



図四、「神護寺絵図」北辺部の擦消痕と脇膀示追筆 A膀示+膀示銘、B・C文字注記

この裏書が指し示す事實は、単なる両絵図の前後関係にとどまらない。むしろ、「高山寺絵図」こそが十二月に清書された絵図ではなかったか、という新たな想定を導くものである。

中島博氏が「山水表現の新様²³⁾」と評したように、「高山寺絵図」の景観表現は、多様な地勢情報を統一的な遠近感のもとに表出しており、鎌倉前期の絵画作品の中でもひととき優れたものといえる。半面、境界線や道を随所で途切れさせる程に、山体の奥に隠された空間が大きく、絵図というよりは絵画の色彩が強いことも、職業絵師の手になる作

品であることを強く印象付ける。他方「神護寺絵図」は、神護寺・高山寺の境内を圍繞する山並みの平板な景観描写に終始し、地理的情報にも乏しく、「高山寺絵図」に比較すると明らかに見劣りがする。

ところで、「神護寺絵図」に言及した「某書状断簡²⁴⁾」は、

神護寺絵図并宣下状一通、昨日自藏人左佐殿、罷預候之間、入于別当御房之見參候、令進上候、可被納寺庫候也、小野人等狼藉罪科有無事、以上人御房仰旨、藏人左佐殿へ申上候之處、御返事如此候、此絵図ハ、すき候しニカ、せて候し絵図ニて候也、それに今脇膀示事并雲心寺事、被注載(後欠)、

とあり、後述のように十一月の追加膀示と思われる脇膀示(押川谷水谷堺)と雲心寺の件を追記したことが明記されているので、それ以降の書状であると推定できる。この二カ所についての両方記載した絵図は現存「神護寺絵図」以外にはなく、しかも「神護寺絵図」の押川谷水谷堺脇膀示は他の膀示と比べて小さく、追記であった可能性が高い。さらに北堺周辺には膀示図像や独立樹(大戸賀カ)の注記の擦消痕もあつて、いったん作成のち修正が施されたことを物語っている(図四)。

逆に「高山寺絵図」の場合、山体の遠樹図像の上に十一月膀

示の注記が重ねられており、後日の追記とみなされることもあったが、「梅尾高峯」、「御墓尾」などの一般地名も同様に遠樹図像の上に重ね書きされており、むしろ絵と文字記入の工程が分離していた証と判断でき、絵師による清書と矛盾しない。

先の「書状断簡」が現存「神護寺絵図」のことを記したものとすれば、この絵図は「すき候し」、すなわち絵の心得がある者に書かせた絵図ということになり、「高山寺絵図」の絵師との力量差がうかがい知れるのである。

したがって、十二月に清書された絵図は「高山寺絵図」であったとみて大過なく、神護寺に「高山寺絵図」の清書が命じられたことも、高山寺がまだ神護寺の別院と扱われていたことの反映と解され、この絵図が神護寺所蔵であることも矛盾しない。

高山寺の場合、すでに正月廿六日の四至堺巡見の結果に基づき、翌閏正月三日に「四堺画図」が慈心房覚真を経て仁和寺に届けられていた。これがいかなる図であったのかは判然としないが、この十日後には官使中原国景の最初の勝示打が実施されており、その時点で現存高山寺絵図の原因となったなにがしかの図に勝示が記入されたのであるから、その折の図が「四堺画図」であった可能性は否定できないように思われる。いずれに

しても、閏正月十三日の官使派遣に際して用いられた絵図に官使が加判を施したのち、さらに十一月の二回目官使派遣でも追記がなされたものが原図となり、十二月に絵師による清書を経て、神護寺に届けられたのが現存「高山寺絵図」ということになる。「神護寺絵図」の神護寺への到着日が十二月廿四日であったことを考えると、おそらく「高山寺絵図」も同時に神護寺に届けられたのではなからうか。

二、勝示設置過程の検討

以上の検討結果を踏まえて、次に絵図に描かれた勝示の設置過程の検討に移りたい。

まず、絵図に描かれた表一の十五の勝示の重複関係をみると、複数の絵図に記録されているのは、高山寺丑寅勝示(1)と松尾峯勝示(7)のみで、その他の十三は一枚の絵図にしか記録されていないことが判明する。ただし前者、すなわち高山寺丑寅勝示(1)の場合、「神護寺絵図」と「高山寺絵図」に記録されているのだが、両絵図の勝示位置を比較すると、「神護寺絵図」は清滝川右岸に、「高山寺絵図」は菩提瀧を望む清滝川左岸にあり、同じ位置ではないことに気付く。²⁶⁾『高山寺縁起』

No.	神護寺絵図	小野山指図	高山寺絵図	高山寺縁起	設置日
1	高山寺丑寅勝示		高山寺丑寅勝示	毘沙門瀧東峰？	閏正月14日？
2	脇勝示長谷口				
3	辰巳勝示				
4	脇勝示大政峰				
5	脇勝示菖蒲谷堺			高雄南勝示、菖蒲谷素光寺方	閏正月13日
6	坤勝示素光寺北峯				
7	乾勝示松尾	小乃与神護寺堺勝示松尾峯			
8	押河谷与水谷堺脇勝示				11月16日
9			(椎尾東境付近)	椎尾溪頭	閏正月14日
10			(萱尾付近)	萱尾路堺	閏正月14日
11			(二子石東南堺付近)	二子石小路堺押河谷限	閏正月14日
12			南勝示		11月16日
13			西勝示		11月16日
14		抜牽凭勝示(両子石付近)			
15			(雲心寺勝示打直)		11月16日

表一 絵図に描かれた勝示銘と設置日

の勝示記載においても、位置から判断して「高山寺絵図」の高山寺丑寅勝示は「毘沙門瀧東峰」に相当すると考えられ、神護寺絵図の高山寺丑寅勝示とは異なる勝示であった可能性が高い。

い。他方、「神護寺絵図」のそれは地形位置が判断しがたいが、かりに稜線の向こうに位置するとみれば、清滝川と菩提川の合流点付近、すなわち「高山寺絵図」の「丑寅堺」付近に求めることができる。

以上の見方が妥当ならば、「神護寺絵図」と「高山寺絵図」に記録された勝示は一切重複していないことになる。すでに周知のように、高山寺領の領域は神護寺領の内部に完全に包摂されており、東部に他領との境界線を共有するところが存在するとはいえ、神護寺領全体に関わる勝示は「神護寺絵図」に、また、高山寺領に関わる勝示は「高山寺絵図」に記録されている、とみるのが通例だが、ここではいささか事情が異なっている。

幸い『高山寺縁起』や三枚の絵図によって、いくつかの勝示の設置日が確認できる。これによると、一回目の勝示打ちはまず神護寺領の南(5)から始まり、翌日は神護寺領および高山寺領の東(1、9、11)に移動した。ここで一回目の勝示打ちが終了、このうち小野山との堺相論が展開され、決着後の十一月に上述の北堺(8、15)が確定され、同時に高山寺の西勝示(13)と南勝示(12)が打たれたのであった。以上の経過から類推すると、ここに記されていない勝示はいつ設定されたと考えられるのか。

前章の検討によると、「神護寺絵図」の勝示追記は十一月に設置された押川谷水谷堺勝示と雲心寺の注記のみである、と考えられるので、その他の勝示はすべて閏正月に設置されたものであるのが妥当である。「小野山指図」の松尾峯勝示もまた既成事実としての表現とみられ、閏正月に設置されていたことを裏付ける。

したがって、閏正月には神護寺の四隅の本勝示はすべて設置されていたことになる。最初の勝示打ちが南・東堺を中心に実施されたらしいことは、当時の堺紛争の個所が、神護寺は南の素光寺・嵯峨方面の南堺、高山寺もまた長谷本道經由で領内に侵入する南東側の堺であったことと関連している。とりわけ、「高山寺縁起」と「高山寺絵図」にみえる東堺の四つの勝示は、たしかに高山寺が主張した長谷本道の通行禁止と毘沙門瀧南尾山路の開設に関わる箇所だけに、高山寺領の四至画定作業の一環と見えるかもしれないが、勝示が設置された場所は、むしろ神護寺領の東の四至「限東長谷二子磐瀧尾堺并中河」に対応する地点であり、高山寺領の堺とも共有しているとはいえず、神護寺領四至の画定作業の一環であった。

したがって、閏正月一三日には坤勝示から南の二つの脇勝示を経て辰巳勝示までが設置され、翌日には「高山寺絵図」の高

山寺丑寅勝示から南へ脇勝示長谷口までの五カ所が設置されたものと思われる。この間、ないしその翌日あたりに、残された北境界の勝示設定が実施されたはずであり、「神護寺絵図」の高山寺丑寅勝示と乾勝示が設置されたと推測でき、その段階で小野山供御人らとの堺相論が発生したのである。しかし、その争点は、押川谷水谷堺の脇勝示のみで決着したらしく、同時に松尾峯からさらに西の雲心寺跡壇に至る一帯も神護寺領に付けられ、十一月の官使再派遣時に勝示などの設置が実施されたのである。

ここまでの勝示設置はすべて神護寺領の画定作業とみなしてよく、高山寺領の本勝示設置は丑寅以外放置されていたといえる。厳密に言えば、官符記載の高山寺四至、「東限中河、南限瀧尾堺、西限横尾谷押河谷、北限机谷」が指し示す丑寅隅は「高山寺絵図」の「高山寺丑寅勝示」の位置ではありえず、同絵図の「丑寅堺」付近に「神護寺絵図」の「高山寺丑寅勝示」が妥当であるが、この勝示は「高山寺絵図」には表記されなかった。

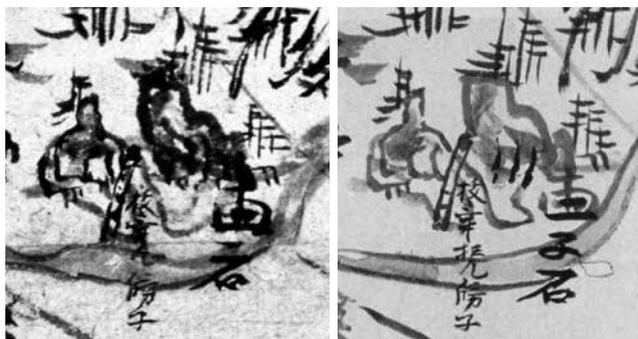
「高山寺縁起」に記された閏正月の勝示はすべて高山寺に関わるとみなされるが、善妙寺領堺に関わる「高雄南勝示菖蒲谷素光寺方」もまた「高山寺絵図」には記されない。したがって、「高山寺絵図」は高山寺四至に関わるすべての勝示を記録した

わけでなく、「神護寺絵図」で地理的情報が不明瞭であった東の脇勝示四カ所のみを補助的に記録したにすぎないのである。

十一月の最終局面でようやく官使は高山寺領に配慮を見せ、西・南勝示を設置したのだが、ここに至っても高山寺領や善妙寺領の本勝示が追加されることはなかった。こうした神護寺領と高山寺領に対する官使の対処の違いについては、後述することにした。

三、「拔棄凭勝示」と遠樹図像

前節の論述で、一カ所言及しなかった勝示がある。「小野山指図」の中央に位置する勝示(14)であるが、この勝示注記について、今回新たな知見が得られた。これまで筆者はこの勝示を「柗宮尾勝示」、傍らの個性的な形状をもつ岩を「両岩」と翻刻してきた²⁸⁾。しかし、『日本荘園絵図聚影』の解説も指摘するように、この部分は表装時に料紙が大きく重なり合ひ、文字の一部が糊代部分に隠れてしまっていることが確認できる。いま、東大史料編纂所蔵の模写本写真²⁹⁾を参照すると、該当箇所は写真右のようになっており、文字は「拔棄(牽力、以下同)凭勝示」、「二子石」と読める。原本で確認すると、後者は当初「二



図五、「小野山指図」の「拔棄(牽力)凭勝示」と「両子石」
左：原本、右：史料編纂所蔵模写本

子石」と記したのち、改めて「両子石」と修正したようにみえるが、勝示注記は確かに「拔棄凭勝示」と読んでよいことが確認できた³⁰⁾。ここに読みを「両子石」、「拔棄凭勝示」と訂正する次第である。

それでは、この「拔棄凭勝示」はいかなる意味をもつ勝示だったのか。文字通りに解釈すると、いったん設置されたはずのこの勝示は引き抜かれ、両子石に凭れかけてあるという意になり、図像でも斜めに傾いた勝示杭の図様は注記内容と合致する。

実際に勝示拔棄事件については、四月廿七日「左衛門権佐信

盛書状³²⁾」に言及がある。「神護寺堺事」にはじまるこの書状は、小野山供御人の重陳状の到来を報告したもので、官使再派遣による堺札定が模索されている段階であるが、これに続けて、

抜棄勝示之条、可被行罪科候、堺札定之後、可有沙汰之様、先日承存候、

さらに輿書にも、「勝示事、左佐供御人、可被行罪科事、」と書き加えられ、神護寺側が勝示抜棄事件に対して小野山供御人への処罰を要求していたことがわかる。したがって、この事件は小野山供御人が神護寺領の勝示を抜棄したことに端を発していることに疑いなく、堺札定の後にその沙汰があることを寺家に伝達したのである。第一節に引用した「某書状断簡³³⁾」はこれに対する返答であったとみられよう。

勝示抜棄・打直、という文脈からいえば、「高山寺絵図」南勝示注記中に「雲心寺勝示打直」の文言があり、勝示抜棄事件は雲心寺勝示のこととも推測する向きもあった。しかし、「抜棄凭勝示」が見出されたことにより、それが抜棄事件の勝示であることは疑いなく、小野山との堺を札定すべく作成された「小野山指図」の中央にこの勝示が位置していることの意味が正しく理解できるようになった。この勝示抜棄こそが小野山との堺相論の重要な論点だったのである。

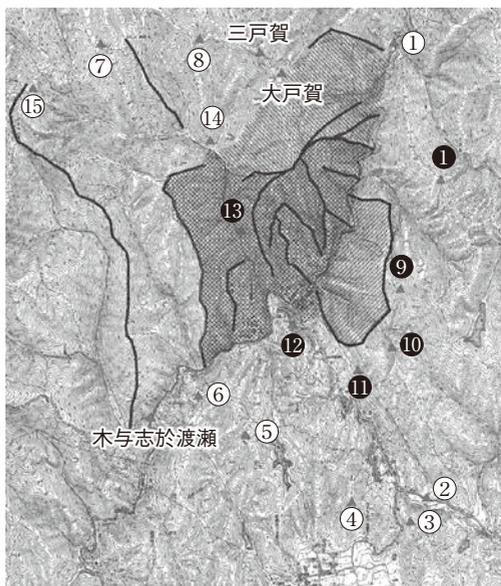
上述のように、同じ指図の「小乃山与神護寺堺勝示松尾峯」は、神護寺領の乾勝示として一回目の官使派遣時に設定されていた可能性が高い。しかし、この両子石の勝示が同じ一回目派遣時に設定されたものでないことは、「神護寺絵図」に擦消痕も含めてその記載がないことから明らかであり、その設置時期は官使派遣に先行していたことになる。

そこで、「小野山指図」のもう一つの問題がここで重要な意味を帯びてくる。それは、図中に複数ひかれた朱線の意味であり、これをいくつかの境界案の並記とみなすならば、たしかに「相論の場面³⁴⁾」の臨場感をうかがわせるものといえる。朱線で示された境界線は次の三案から成っている。

- ① 三戸賀―両子石勝示―清塩瀧谷
- ② 三戸賀―松尾峯勝示―清塩瀧谷
- ③ 三戸賀―松尾峯勝示―雲心寺―(清塩瀧谷以西)

なお、朱の波線で抹消された最も北側の線は、③の朱線設定に際し、三戸賀から松尾峯を通過しないで、誤って直接雲心寺に向けて引かれた線である。ここからも、松尾峯勝示が必ず通過されねばならない地点と認識されていたことが確認できる。

したがって、唯一松尾峯勝示を通過しない①案は、一見無意味とも思えるが、それが小野山側の主張であったならば、両子



図六、 絵図の遠樹画像分布域と勝示の位置（復元案）
 勝示の番号は表一に対応（白抜き数字は「高山寺絵図」）
 右上り斜線：「高山寺絵図」の密な遠樹、右下り斜線：「小乃山指図」の遠樹、実線は主要な稜線

石勝示の存在こそがその根拠であったと解される。しかも、藤田氏も指摘するように、この①は図中で山腹斜面を覆う濃密な遠樹画像の有無を分かつ線でもあることに注目したい。
 一般に莊園絵図では自領の外を空白のまま残すことで、自領の内／外を際立たせる手法がとられた。⁽³⁶⁾ この表現の手法に即しているならば、「小野山指図」には画像レベルで高山寺領をも

含む神護寺領とその外側を区別する認識が埋め込まれていたことになる。しかも、遠樹が示す神護寺領は、寛喜の堺相論で決着した境界よりかなり狭い範囲に過ぎなかった。

ほぼ全面にわたって稜線に遠樹が施されている「神護寺絵図」においても、境界案①と②に囲まれた三角形の領域は、遠樹画像がなく空白のまま残されている。この領域が詳しく描かれなかった「高山寺絵図」であるが、ここでも三戸賀から下る「北堺 机谷」の境界線よりも西は遠樹画像が描かれていない。三枚の絵図に共通して遠樹画像が描かれなかったこの三角形の領域は、元來神護寺領の外と認識されていたのではなからうか。そして、この認識こそが、小野山供御人をして両子石勝示拔棄事件に至らしめた要因であったように思われる。

両子石勝示の一例のみから推測するのは早計かもしれない。いま「小野山指図」と「高山寺絵図」に認められる〈密な遠樹〉の分布域と勝示位置を対比するため、現地比定図（図六）を作成した。

「高山寺絵図」の場合、遠樹画像は絵師の遠近感表出の具とされている側面があり、山腹斜面は〈密な遠樹〉・〈疎な遠樹〉・

〈遠樹なし〉の三段階に区分されている。ただし、東堺の四勝示はいずれも〈疎な遠樹〉域の縁に位置しているので、〈疎な遠樹〉が寺領の範囲を示す記号として機能していることは明らかである。したがって、問題は〈密な遠樹〉の分布域に、遠近感表出とは異なる次元の空間属性が含意されているか否か、にある。

図六にみるように、〈密な遠樹〉は基本的に神護寺・高山寺の二つの境内を中心に、そこから眺めうるであろう清滝川両岸の山体に拡がっており、両寺に最も近接した山体であると同時に、両寺の強いテリトリー（なわばり）意識が感じられる空間である。そこに他の領有を主張する主体が存在しない限り、寺院はその範囲の排他的な囲い込みを実現できたのである。神護寺の平岡八幡宮、高山寺の善妙寺は、いずれもこの神護寺テリトリー外にそれぞれの小テリトリーを形成する核であったが、寛喜二年の境界画定に際して、神護寺領に編入されたとみることができるとがである。

神護寺・高山寺は、四至画定を申請することにより、元来の境内域ともいべき範囲を大きく拡張し、勝示によって保証された新たな寺領の形成に成功したのである。

四、四至勝示から境界線へ―むすびに代えて

寛喜二年の神護寺領・高山寺領の境界画定は、太政官符によって四至勝示方式で実施されたが、以上の分析を通じて、神護寺領は慣例に従って四隅の本勝示が設定されたのに対し、高山寺領では正規の本勝示は設置されなかったことが明らかとなった。これは、高山寺領が所詮神護寺領の一部に過ぎず、高山寺独自の勝示を設定するには及ばないと官使が判断したためと考えられる。元来、官使の任務は隣接する所領間の四至を踏査し、そこに重複や矛盾が存在しないことを確認することであった。高山寺の四至は存在しても、他領界である東堺の確認は官使の任務だが、神護寺領内に設定された境界の確認は、官使本来の任務とはいえなかった。十一月の最終局面で高山寺の西・南勝示が設置されたのも、おそらく高山寺側からの強い要請によるものであったと考えられる。いずれにせよ、本勝示が不在の高山寺領の全体を示すため、「高山寺絵図」では境界線が施されねばならなかった。

高山寺領を含めて神護寺領全域の境界設定の在り方を検討すると、官使によって画定されたその境界は、絵図に遠樹で示さ

れた両寺の本来的な境内域を大きく踏み越えており、隣接する所領との協議によって再画定された妥協の産物であった。それゆえ、その実態は、「神護寺絵図」の本勝示・脇勝示から連想される漠然とした境界ではなく、隣接所領との間にひかれた厳しい線としての境界であった。

元来、莊園の外側には、いずれの領域にも属さぬ境界帯としての空間が広がっていた。紀伊国神野真国莊絵図において、同莊の乾勝示が「向荒河御庄勝示立也」と注記され、荒河莊の古勝示と若干の間隔を空けて立てられていたように、隣接する莊園の間にはなにかの緩衝地帯、境界帯が介在していたものと思われる。通常、勝示銘は「□□莊□勝示」と莊園名・方位を冠して命名されたことから類推できるように、本来勝示はそれぞれの莊園に付属するものとみなされ、隣接する莊園でもそれぞれ別の勝示を立てる必要があった。したがって、一本の勝示が隣接莊園・所領間で共有されることはなく、勝示の外には無主の山野河海が展開していることが常であった。勝示やその地点がしばしば当該所領内部の住民の崇拜や信仰の対象となったのは、こうした空間認識に根ざすものといえる。

両子石の勝示は、本源的な神護寺領を画する勝示であったが、決して神護寺と小野山の境界を示す地点ではなかった。小野山

供御人たちは神護寺領を侵犯しない範囲で勝示外の山野を用意していたのであろう。しかし、ひとたび相論が始まると、境界帯というあいまいな空間を残すことなく、ぎりぎりの妥協点が模索され、ついには隣接所領間で共有される線としての境界が画定されるようになる。

「小野山指図」における「小乃山与神護寺堺勝示松尾峯」の注記は、すでにそれが隣接所領間で共有される境界標であることを物語っている。「神護寺絵図」では単に「乾勝示」とされている地点だが、実際の松尾峯勝示はその一本が小野山と神護寺に共有される堺として認識されており、ここに境界概念の変容を確認することができる。

境界帯をも分割してしまう境界線の成立は、もちろん隣接所領間の紛争の所産であった。鎌倉期に堺相論が頻発する背景には、元来の緩衝地帯をなす山野河海への生業活動の拡大と展開があった。神護寺周辺においても、周辺領域の樵夫・畑人らの寺域内への侵入が寺領画定の契機となった。こうした状況は、文永・文保年間における近江国葛川の地で起こった一連の動きと軌を一にするものであった。³⁸⁾ 元来明確な寺領をもたなかった葛川息障明王院は、隣接する伊香立庄民との紛争を通じて、広い縁起上の四至と狭い聖域との中間に寺領の境界線を設

定するに至る。聖域の保全のためには、より広い領域の領有が不可欠であったが、そこに設定された境界線はあくまで一時的かつ人為的なものであり、本来その地に備わる四至勝示の境界認識とは次元を異にするものであった。

境界線がもつこうした人為性や一時性は、このちに作成される多数の莊園絵図からも読み取れるように思われる。莊堺ではないが、伯耆国東郷莊や薩摩国伊作莊日置北郷の地下中分線にみる山を見通す直線境界にも、境界線のもう一つの側面が現われているように思われる。こうした問題に関しては、いずれ稿を改めて論じたい。

注

- (1) 「四至勝示絵図考」『歴史地理学』一四四号、一九八九
 (2) 「堺四至打勝示」という文言も、管見の限り建長八年「讃岐国杵田莊四至勝示注文」(『鎌倉遺文』八〇二五号)あたりを最後に、以後は用いられていないようだ。
 (3) 閉曲線による境界表示自体は、たとえば「越中国新川郡丈部開田地図」(正倉院 など、古代莊園図の野地境界などにも用いられることがあった。勝示と境界線が併用される事例では、建永二年「山城国嵯峨遮那院御領絵図」(天龍寺藏)があり、勝示様の杭とそれをつなぐ文字列の境界線が表記されているが、四隅では「未申角」、「辰巳角」が見え

るのみで、完結した本勝示とはいえない。

- (4) 「莊園の勝示」『社会経済史学』二八、一九三三
 (5) ①「莊園図の歴史的性格」『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇、
 ②「高山寺・善妙寺寺領勝示絵図(上・下)」『日本美術工芸』四九八・四九八、一九八〇
 (6) 開田図から四至勝示図への展開」『莊園絵図の基礎的研究』三一書房、一九七三
 (7) 「寛喜二年高山寺絵図」『研究紀要(京都大学文学部美学美術史研究室)』一、一九八〇
 (8) 「神護寺絵図・高山寺絵図の作成過程」『絵図のコスモロジー』上巻、地人書房、一九八八
 (9) 「高山寺絵図のランゲージ」『絵図のコスモロジー』下巻、地人書房、一九八九
 (10) 松尾容孝「神護寺絵図・高山寺絵図・主殿寮領小乃山身神護寺堺相論指図」『中世莊園絵図大成』第一部、河出書房新社、一九九七
 (11) 『日本莊園絵図聚影釈文編二(中世一)』東京大学出版会、二〇一六
 (12) 『統群書類従』第二七輯上(積家部)、一九二六
 (13) 「太政官牒」神護寺文書二七二号(『鎌倉遺文』三九二五号)、「太政官牒」高山寺文書(『鎌倉遺文』三九二四号)
 (14) 同上注13
 (15) 両絵図裏書(同上注10所収写真参照)
 (16) 「覚真書状」神護寺文書二二二号(『鎌倉遺文』三九三三三号)
 (17) 「左衛門権佐信盛書状」神護寺文書二二三号(『鎌倉遺文』三九八一号)
 (18) 「小野山指図」裏書(同上注10所収写真参照)
 (19) 「神護寺絵図」、「高山寺絵図」中の文字注記(同上注10所収写真・トレーヌ図版参照)
 (20) 「石衛門少志章常書状」神護寺文書二二四号(『鎌倉遺文』四〇六三三号)

- (21) 「神護寺絵図」裏書(同上注10所収写真参照)
- (22) 絵図作成時期に関する先行研究については、松尾氏の整理(同上注10)参照。
- (23) 同上注7
- (24) 神護寺文書二二三号(『鎌倉遺文』四〇六五号)
- (25) 閏正月十四日に打たれた勝示(高山寺縁起)は、すべて「高山寺絵図」に記録されている。
- (26) 藤田氏の整理においても、両者が別の位置であることが示されている(同上注8)。
- (27) 高山寺の四至では「東限中河、南限瀧尾堺」となっており、長谷や二子石は登場しない(同上注12、注13高山寺文書)。
- (28) 筆者作成のトレース図版(初出は京都国立博物館特別陳列図録『古絵図の世界』一九八四)でこの読みを記したが、以後も多くの文献でこの読みが採用されてきた。
- (29) 同上注11
- (30) 東京大学史料編纂所ウェブサイト、史料編纂所所蔵莊園絵図摸本データベース所収写真参照。なお、この絵図の西岡虎之助収集本(『日本莊園絵図集成』上巻、東京堂出版、一九七六所収)も同様とみられるが、写真の解像度が低く判読しがたい。
- (31) 文字の判読に関し、下坂守氏のご教示を得た。
- (32) 同上注17
- (33) 同上注24
- (34) 同上注10
- (35) 同上注8
- (36) 他領を空白とした事例は、尾張国富田莊絵図(円覚寺蔵)や伯耆国東郷莊絵図(個人蔵)など、多数を挙げることができる。なお、この場合にも他領の地名のみは記すのが慣例であった。

(37) 中世における山野河海の領有と勝示の問題について、保立道久「中世における山野河海の領有と支配」(『日本の社会史第二巻、境界領域と交通』岩波書店、一九八七)がいくつかの興味深い指摘を行っている。

(38) 下坂守・長谷川孝治・吉田敏弘「葛川絵図」『絵図のコスモロジー』上巻、地人書房、一九八八

付記 本研究は、平成二八年度國學院大學国内派遣研究費を使用した研究成果の一部である。絵図の熟覧調査を許可くださった高尾山神護寺貫主・谷内弘照師、調査でお世話になった京都国立博物館・羽田聡氏に深い謝意を表したい。